

国民年金には 免除制度が あります



20歳になると、学生であっても日本国内に住む人は年金に加入して国民年金保険料を納めなければなりません。

しかし、国民年金には、経済的に保険料を納めることが難しい場合、保険料を免除・猶予される制度があります。 ※免除、猶予をご希望の方は毎年申請が必要になりますのでご注意ください。

※学生納付特例制度の場合、4月が申請開始月になりますので特にご注意ください。

○学生納付特例制度

4月から翌年3月を1年度とし、学生本人の前年所得に基づき保険料の納付が猶予されます。

特例を受けられる所得のめやす所得が118万円＋（扶養親族等の数×38万円）よりも低い額以下である場合。

手続きに必要なもの
年金手帳、在学期間がわかる在学証明書、又は学生証

（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）の写し、印鑑

○保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業した場合など、保険料の納付が経済的に困難な場合は免除になります。

免除となる所得のめやす

前年所得が左記それぞれの計算式で計算した金額の範囲内であると、その免除の対象となります。

・全額免除

（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円

・4分の3免除

78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

・半額免除

118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

・4分の1免除

158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

○学生用の保険証

下田市外に住所を変更する学生のために、学生用の保険証を交付しています。該当する人は申請してください。

既に学生用の保険証を持っている人も、毎年4月に更新の手続きが必要です。学生でなくなった場合は速やかに届出をお願いします。

国民健康保険の手続きチェックリスト

<input type="checkbox"/> 他の市区町村から転入した →加入手続(必要な物:身分証明書)	<input type="checkbox"/> 他の市区町村へ転出する →脱退手続(必要な物:国保保険証)
<input type="checkbox"/> 職場の保険をやめた(扶養含) →加入手続(必要な物:職場の保険をやめた証明書)	<input type="checkbox"/> 職場の保険に加入した(扶養含) →脱退手続(必要な物:国保と職場の両方の保険証)
<input type="checkbox"/> 大学などの進学のために転出する →切替手続(必要な物:国保保険証、学生証等)	<input type="checkbox"/> 保険証をなくした →再発行手続(必要な物:身分証明書)

※年金の手続きが必要になる場合もありますので、年金手帳をお持ちください。また、すべての手続において印鑑が必要になりますのでご注意ください。

手続に必要なもの

年金手帳、本人・配偶者・世帯主が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し、又は雇用保険被保険者離職票等の写し、印鑑

○若年者納付猶予制度

20歳から30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

納付猶予となる所得のめやす

所得が（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円で計算した額以下である場合です。

手続に必要なもの

年金手帳、本人が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票等の写し、印鑑

未納のままにしておくこと

・障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。・老齢基礎年金を将来的に受けられない場合があります。

問合せ先

市民保健課国保年金係
(窓口③) ☎253922

平成27年3月で
終了しました

退職者医療制度

会社や官庁などに勤めていた人が、医療の必要性が高まる退職後に、会社などの健康保険から国民健康保険に移ることで、国民健康保険の医療費負担は増大します。

退職者医療制度とは、このような医療保険制度間の格差を是正するため、退職被保険者の医療費を保険税のほかに会社などの健康保険からの交付金によりまかなうことにより、国民健康保険の財政負担や加入者の保険料負担が過重になることを回避するために創設された制度です。

なお、退職者医療制度は平成27年3月末をもって新規の適用ができなくなりました。

現在、退職被保険者の方へ

65歳になるまでは、退職者医療制度の対象となりますのでご了承ください。

申請・問合せ先

市民保健課国保年金係
(窓口③) ☎253922

メディカル通信



みなさんこんにちは。4月より院長として就任しました畑田淳一です。今までは脳神経外科で診療を行ってききましたが、あらためましてご挨拶させていただきます。

下田メディカルセンターは、地元1市5町（下田市、南伊豆町、東伊豆町、河津町、西伊豆町、松崎町）からなる一部事務組合を開設者とする公立病院です。南伊豆町にあった共立湊病院を前身として、平成25年5月1日に下田市の現在の地に新設されました。

私も法人は、平成23年4月共立湊病院の時代に指定管理を受け、引き続き当院を運営させて頂いております。当地域の医療事情として、急性期・慢性期いずれの医療機関も少なく医療提供体制が脆弱な事、高齢化率が高い事が挙げられ、公的病院である

当院はこれらの課題に対応する事が求められています。とはいえ、病床150床の当院のみでこれらの課題に対応する事は困難です。

そのため、地域の開業医の先生方や病院・福祉施設、順天堂大学静岡病院を代表とする周辺の高次医療機関、消防署や自治体の福祉関係部署等、多方面の方々との緊密な連携を大切に行っています。

医師をはじめとする医療スタッフの確保は当院の大きな課題であり、地域の皆様の期待に十分にこたえられる体制とは未だ言い難い状況ですが、職員一同、当院に課せられた使命を自覚して、「患者さんには暖かく、自らは明るく、仕事は新しく」をモットーに、皆様に愛され信頼される病院を目指し努力してまいります。どうぞ宜しくお願い致します。



下田メディカルセンター
院長 畑田 淳一

問合せ先

下田メディカルセンター
☎252525

快国航路

Vol.27

「下田市歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定し、昨年4月1日から施行しました。県下12番目という比較的早い制定です。

目的は「歯と口腔の健康を保持、向上していくことが、全身の健康にも寄与し、豊かで楽しい食生活と共に健康長寿の礎として、市民の皆様は歯科疾患予防への生涯にわたる自主的な努力を促進しつつ、保健、医療、福祉、教育等の施策を行政として総合的かつ計画的に推進し、市民の皆様の健康の増進に寄与すること」です。

その中で、80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯科口腔保健を推進する「8020運動」を展開し、来年2月には「8020推進・静岡県大会in下田」の開催が予定されています。

歯を失う大きな原因は「虫歯」「歯周病」です。4つの条件、①歯質の弱さ②虫歯菌の

存在③砂糖の存在④歯垢の長時間付着、が全て揃うと虫歯になります。ですから虫歯にならないためには、4つの条件のうち、1つでもなくすか1つ1つの条件を小さくすることです。

歯の質を強くするには日頃の栄養やよく噛むことが必要ですが、局所的にはフッ素塗布やフッ素洗口が有効です。

虫歯菌は歯に残った砂糖を短時間でネバネバした物質に変化し、歯にくっつきます。そこに虫歯菌が住みつき増殖します。これが歯垢(プラーク)です。プラークの中で虫歯菌は砂糖を栄養源として酸を作り、この酸によってプラークが付着している歯の表面からカルシウムが溶け出します。

このプラークが長時間ついていると虫歯になります。また、プラークの毒性や石灰化した歯石は歯周病の原因です。虫歯菌を減らすには歯みがきをしっかりすることです。

虫歯、歯周病予防をしっかりと願います。永久歯の数は親知らずまで入れて「歯(シ)×歯(ハ)＝32本」です。

下田市長 楠山 俊介